

神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集客力の強化を図るため、商店街団体等が商店街の魅力を高めるために実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「商店街団体等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合

イ アに掲げる以外の法人化された商店街団体

ウ ア及びイに掲げる以外の商店街団体

エ 過去に県の若手商業者連携促進事業で事業を実施した商業者団体

オ 商店街団体が主たる構成員となっている実行委員会であり、その構成員が一市町村内（政令市に限っては同一区内）に留まる商業者団体

カ 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所（商店会のないエリアにおいて、店舗を取りまとめて事業を実施する場合に限る。）

キ 商店街団体と連携して事業を行う団体のうち知事が認めるもの

(2) 「経費の配分」とは、規則第5条に規定する経費の配分をいう。

2 前項第1号の商店街団体等は県内に所在し、県内で主たる活動をする者に限り、かつ、ア、イ、ウ及びエにおいては、構成員の過半数が県内中小企業者（県個人事業税又は法人県民税の対象となる事業者のうち、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号に規定する者）であるものに限る。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおり区分する。また、その範囲は別表1に定める。

(1) 賑わい創出事業

(2) 重点取組事業

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、第2条第1項第1号に掲げた商店街団体等とする。

ただし、第2条第1項第1号キについては、別表1の「重点取組事業」のうち、「未病を改善する取組」及び「共生社会の実現に向けた取組」に該当する事業を行う団体に限る。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、第3条の補助事業を実施するために必要な経費とし、その範囲は別表2のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は対象としない。

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、補助対象経費に別表1の補助率を乗じて得た額又は同表の補助上限額のいずれか少ない方の額の範囲内とする。

- 2 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 県、国及び市町村の補助額の合計は、補助対象経費の総額を超えないものとする。

(募集、選考及び交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、知事が別に定める期間内に、「神奈川県商店街魅力アップ事業計画書（応募）（様式1-1）」に知事が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

なお、第2条第1項第1号キに該当する場合には、「神奈川県商店街魅力アップ事業計画に係る商店街団体等からの意見書（様式1-2）」を添付するものとする。

- 2 公益社団法人商連かながわ（以下「商連かながわ」という。）会長からの推薦を受けようとする者は、「神奈川県商店街魅力アップ事業計画に係る推薦依頼書（様式1-3）」を商連かながわ会長に提出し、知事は商連かながわ会長に対して「神奈川県商店街魅力アップ事業計画に係る推薦書（様式2-1）」により回答を求めるものとする。
- 3 知事は、市町村長に対して、事業計画に関する意見を照会するため、「神奈川県商店街魅力アップ事業計画に係る意見書（様式2-2）」により回答を求めるものとする。
- 4 知事は、知事が別に定める選考委員会の審査を経て、補助事業及び交付申請可能額等を決定し、採択を決定した商店街団体等に対して「神奈川県商店街魅力アップ事業計画採択通知書（様式3-1）」により通知する。また、不採択を決定したときは、「神奈川県商店街魅力アップ事業計画不採択通知書（様式3-2）」により通知する。
- 5 規則第3条の規定による申請は、前項の規定により補助事業が採択された者に限るものとし、採択通知を受けた者は、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金交付申請書（様式4-1）」に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。
 - (1) 「神奈川県商店街魅力アップ事業計画書（交付申請）（様式4-2）」
 - (2) 「役員等氏名一覧表（様式4-3）」
 - (3) 知事が別に定める書類

(交付の決定)

第8条 知事は、前条第5項による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、当該交付申請書の内容に軽微な誤り又は不備事項があるときは、必要に応じてこれらの事項につき修正を加え、前条第4項により採択を決定した商店街団体等に通知した交付申請可能額の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。
- 3 知事は、前条第5項の規定による交付の申請の内容が、その他規則及びこの要綱で定

める内容を満たさない場合、又は同条第1項の規定に基づく事業計画の内容と著しく異なる場合については、不交付とすることができるものとする。

(交付条件等)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、その他規則及びこの要綱で定める内容を満たし、かつ、次に掲げる場合はこの限りではない。

ア 別表2に定める補助対象経費の各費目に配分された経費について、経費の20%以内の変更をする場合

イ 補助事業の内容の変更が軽微な場合

(2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) その他規則及びこの要綱の定めるところに従わなければならない。

(決定の通知)

第10条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金交付決定通知書(様式5)」により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 知事は、不交付の決定をしたときは、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金不交付決定通知書(様式6)」により、速やかに通知するものとする。

(暴力団排除)

第11条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助事業者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者等」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第12条 規則第7条第1項の規定に基づく申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通

知を受理した日から10日以内とする。

(補助事業の実施)

第13条 補助事業者は、第10条第1項の規定による交付決定の通知の後に、補助事業に着手しなければならない。なお、補助事業の着手は、補助対象経費に係る発注、契約、登録、又は申込等の契約行為とする。

2 補助事業は、補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業の完了は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助事業に関する全ての経費の支払

(2) 商店街の歩行者通行量（実数）、年間売上高（実数）及び会員並びに地域住民の満足度に係る効果測定

(変更の承認)

第14条 第9条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書（様式7）」を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項による変更承認の申請があったときは、その内容を審査し、第10条第1項の規定により通知した補助金額（以下「交付決定額」という。）の変更を伴わない承認をする場合は「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金に係る補助事業変更承認通知書（様式8）」により通知し、交付決定額の変更を伴う承認をする場合は、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金変更交付決定通知書（様式9）」により通知するものとする。ただし、交付決定額を増額することはできないものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(中止・廃止等の承認等)

第15条 第9条第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式10）」を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項による中止・廃止の承認の申請があったときは、承認をする場合は、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金事業中止（廃止）承認及び交付決定取消通知書（様式11）」により通知するものとする。

3 第9条第3号の規定に基づく知事の指示を受けようとする場合は、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金事業遅延等報告書（様式12）」を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第16条 規則第12条の規定に基づく実績報告は、第13条第2項に基づく補助事業が完了した日（前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日）から30日を経過した日又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金に係る補助事業実績報告書（様式13-1）」（以下「実績報告書」という。）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式13-2）

(2) 知事が別に定める書類

2 知事は、前項による報告の内容が、その他規則及びこの要綱で定める内容を満たさな

い場合、又は第7条第5項の規定に基づく申請の内容と著しく異なる場合については、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 3 第1項の実績報告について、補助事業を実施した年度の翌年度の4月1日から20日の間に実績報告書を提出する場合にあっては、事業の完了について、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金に係る補助事業完了報告書（様式14）」により、補助事業を実施した年度の3月末日までに、知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第17条 知事は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第14条第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 知事は、前項の規定により確定した額が、第10条第1項又は第14条第2項の規定により通知した交付決定額（以下この項において同じ。）と相違する場合には、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金の額の確定通知書（様式15）」により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、交付決定額を増額することはできないものとする。

（補助金の支払）

第18条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、精算交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第19条 知事は、第9条第2号に基づく補助事業の中止若しくは廃止の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条第1項又は第14条第2項の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者等が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者等が、補助事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者等が、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の管理及び処分）

第20条 補助事業者等は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、他の物件と交換し、担保に供し、貸し付け、改造し、設置場所を移転し、使用を中止し、又は運営を他人に委託する（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金に係る取得財産等の処分承認申請書（様式16）」を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、10年を経過した財産を処分する場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（補助後の効果検証）

第21条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の効果検証について、「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金に係る事後の効果検証報告書（様式17）」により、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後、20日以内に知事に報告しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、知事は、必要に応じて補助金の交付を受けた者に対し補助事業に係る効果の詳細な内容等について随時報告を求めることができ、補助金の交付を受けた者は速やかに報告しなければならない。

（書類の整備）

第22条 補助事業者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

（届出事項）

第23条 補助事業者等は、前条第2項に規定する期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもってその旨を速やかに知事に届け出るものとする。

(1) 事務所の移転又は商店街団体等の名称若しくは代表者を変更したとき。

(2) 補助事業者等である商店街団体等が合併又は解散したとき。

(3) 補助の対象となった施設（以下「補助対象施設」という。）が使用できなくなったとき。

（調査）

第24条 知事は、第22条第2項に規定する期間内において、補助事業者の経理及び事業の運営並びに補助対象施設について、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は随時調査することができる。

（細目）

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金交付要綱及び神奈川県商店街未病を治す取組支援事業費補助金交付要綱は廃止する。ただし、平成28年度以前に交付を受けた地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金及び神奈川県商店街未病を治す取組支援事業費補助金に関する手続きについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

事業区分	事業内容・取組	補助率	補助上限額	補助下限額
賑わい創出事業	地域住民等のニーズを踏まえて賑わい創出のために新たに取り組む事業	補助対象経費の1/3以内		
重点取組事業	<p>商店街の魅力アップを図るため、賑わいの創出に加えて、次のいずれかの取組に重点的に取り組む事業</p> <p>(1) 未病を改善する取組 食・運動・社会参加の3つを要素に生活習慣等を見直し、心身をより健康な状態に近づけていく「未病改善」を推進する取組</p> <p>(2) 共生社会の実現に向けた取組 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の実現に向け、全ての人のいのちを大切に、誰もがその人らしく暮らすことができる地域社会の実現を推進する取組</p> <p>(3) インバウンドへの取組 外国人来街者の増加に対応するための取組</p> <p>(4) 脱炭素社会の実現に向けた取組 地球温暖化の要因である温室効果ガスを削減する脱炭素社会の実現に向けた取組</p> <p>(5) 小規模団体の取組 本補助金（小規模団体の取組を除く。）の交付を受けたことが無い、正会員数が40以下（募集年の3月1日現在）の商店街団体等が、県の指定するアドバイザー派遣の指導を受けて実施する、商店街の魅力アップを目的とした取組</p> <p>(6) 複数の商店街団体等が連携して実施する取組 2者以上の商店街団体等が連携して行うイベントや観光ツアー事業など、賑わい創出につながる取組</p>	補助対象経費の1/2以内	<p>250万円 ただし、重点取組事業「小規模団体の取組」は50万円</p> <p>うち、別表2「補助対象経費」中、「施設整備関係費」は最大150万円 ただし、重点取組事業「小規模団体の取組」は最大25万円</p>	5万円

別表 2

補助対象経費			補助対象外経費	
費目	細目	経費割合に係る注意点		
企画運営費 (ソフト事業関係費)	専門家経費、出演料、賃金、広告宣伝費、借料、家賃、消耗品費、景品費(名産品に限る。)、事務運搬費、商品開発費、委託費(ハード事業関係費を除く。)		重点取組事業にて申請等がされた場合、知事及び選考委員会は各経費について重点取組事業・賑わい創出事業のいずれに該当するか判定を行うこととし、その結果、重点取組事業に該当する補助対象経費の占める割合が、補助対象経費全体の60%以上でなければならない。	ア 日常的な集客に結びつかない単発のイベント事業 イ 神奈川県域外に設置する施設を整備する事業 ウ 法令規則条例等に抵触する施設を整備する事業 エ この補助金の交付決定以前に契約している事業(ただし、家賃はこの限りでない。) オ 知事が別に定めるもの
施設整備関係費 (ハード事業関係費)	工事関係費(ハード事業関係の委託費を含む。)、什器備品費		ソフト事業の実施に必要な不可欠と認められる場合に限り対象とし、施設整備関係費のみの申請等は原則として補助対象事業とはならない。また、その経費割合は、補助対象経費全体の70%以内でなければならない。	